

・7月8日の協議

市長・副市長協議

都市整備部都市計画課  
令和3年7月8日

### 都市計画マスタープラン改定について

#### 1 協議の内容

- ・都市計画道路に関する考え方
- ・2路線の記述について
- ・市民協議会について

#### 2 都市計画道路に関する考え方

##### (1) 都市計画道路の賛否について

###### ア 策定委員会

- ・廃止するのがいいかどうかという議論の場ではない。(野澤委員長、工学院大)
- ・MPは施策の進め方に関するガイドラインであるとは思えない部分がある。MPとは何なのか再確認が必要(高見副委員長、法政大)
- ・見直しを決められない、決めるべきではない。(市古委員、都立大)
- ・廃止見直しについて、そんな大それたことが少数の策定委員会で決められるとは思わない(安田委員、環境団体)
- ・個別の課題について方向性を示す以上のことはできない。案の表現がMPの限界(谷委員、公募市民)

###### イ 都市計画審議会

- ・都道であり整備は都施工であるので、整備方針に影響を与えることはできない。現時点では了とすべき。(宇於崎会長、日本大)
- ・個別の路線については様々な議論がある。それを踏まえるところのような記載で良い、やむを得ないかなと思う。(邊見委員、学識経験者)
- ・MPに個別の都市計画の是非について盛り込むことは、市民の100%賛否が明確になっているもの以外、不適切だと思う。(土屋委員、商工会)



##### (2) 策定委員会における2路線についての協議の考え方

- ・都の事業に賛成か反対かどうかを策定委員会で協議、判断することは難しい。
- ・2路線についてMPで賛否の記載は難しい。→策定委員会で賛否を協議すべきではない。
- ・当該2路線について、都市計画MPでは表現の仕方は限界がある。→大きな修正は難しい。
- ・都の事業については、市民や議会の意見も踏まえ、市は考え方を持っており、意見要望してきた。今後も都の動向を注視し、状況を踏まえ意見要望する。

#### 3 2路線の記述について

##### (1) 冒頭の市長挨拶文に記述する案

###### 挨拶文案

大型災害に備え市民の生命財産を守るために都市基盤を着実に整備する必要があります。一方で、都市計画は長期的視点で都市計画決定しており、整備に長い時間を要します。その間、社会経済情勢の変化に応じ個々の事業については、不断の見直しも必要になってきます。2つの優先整備路線については、自然環境への影響の懸念等があり、市民や議会から非常に多くの御意見を頂戴しており、私も都に対して進め方について要望しています。

(2) 現在の記述の変更案

- ・ 要旨を変えず変更する。

●都市計画道路の整備

- ・ 東京都と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み着手路線との連続性、道路ネットワークの形成、自然環境及び景観などの保全を勘案して、道路整備を計画的に進めます。
- ・ 整備に当たっては、自転車走行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成を進めます。
- ・ なお、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて今後の方針を検討します。

●都市計画道路の整備

- ・ 東京都と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み着手路線との連続性、道路ネットワークの形成並びに自然環境及び景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を計画的に推進するとともに、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて今後の方針を検討します。
- ・ 道路整備に当たっては、自転車走行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成を推進します。

(3) コラム欄を設け状況の説明を記述する案

- ・ 道路・交通分野だけでなく他の分野も同様にコラム欄を設ける。

【道路・交通分野のコラム】案

東京都と特別区及び26市2町は「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月策定）の中で、都市計画道路を計画的・効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を選定しています。これを優先整備路線といいます。

本方針においては、未着手の都市計画道路を対象に、道路整備の基本目標を踏まえ今後も必要な都市計画道路なのかどうかの検証（将来都市計画道路ネットワークの検証）を行い、必要性が確認されました。その後、6つの選定項目を設定し、小金井市域では東京都施行の優先整備路線として都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外の2路線が選定されました。

2つの優先整備路線については、これまで市民の方々から環境に対する影響などを懸念する多くのご意見をいただいております。また、市議会でも意見書や決議が可決されています。

これらを踏まえ、市では東京都に対して、市民への周知や事業の進め方について要望するとともに、事業に関する考え方を伝えています。

QRコード  
(市の2路線  
HP)

QRコード  
(北南雑  
P)

QRコード  
(第四次事業  
化計画HP)

4 市民協議会について

- |     |          |           |                |       |
|-----|----------|-----------|----------------|-------|
| 第4回 | 6月26日(土) | 午前10時~正午  | 参加者8人(男6人/女2人) | 定員12人 |
| 第5回 | 6月26日(土) | 午後2時~午後4時 | 参加者8人(男6人/女2人) | 定員12人 |
| 第6回 | 6月27日(日) | 午前10時~正午  | 参加者9人(男5人/女4人) | 定員12人 |

都市計画マスタープランについて

1 協議の内容

- ・都市計画道路に関する記述の変更案について
- ・今後のスケジュール

2 都市計画道路に関する記述の変更案について

●都市計画道路の整備方針

- ・東京都と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み着手路線との連続性、道路ネットワークの形成並びに及び、自然環境及び・景観などの保全を勘案して、道路整備を計画的に進めるとともに、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて今後の方針を検討します。
- ・整備に当たっては、自転車走行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成を進めます。
- ・なお、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて今後の方針を検討します。

(1) 広域幹線道路の整備方針

- ・東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する都市計画道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）を広域幹線道路と位置付けます。
- ・広域幹線道路は、広域的な人・モノの流れを円滑にするとともに、緊急物資の輸送・がれき処理の円滑化など広域的な防災性の向上及び良好な市街地環境の形成などの効果が期待できることから、未施行区間の都市計画道路については、東京都に整備推進を要望します。
- ・道路整備に当たっては、自転車走行空間の確保と周辺住民への丁寧な説明及び自然環境・景観などへの配慮について要望します。

都市計画道路 3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】  
都市計画道路 3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】  
都市計画道路 3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】

(2) 幹線道路の整備方針

- ・広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主に地域の交通を処理する広域幹線道路以外の道路を幹線道路と位置付けます。
- ・幹線道路は、地域交通を円滑に処理するとともに、火災時の延焼を防ぐ延焼遮断帯の形成・避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上及び通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間の効果が期待されることから、必要な道路整備を計画的に推進します。
- ・道路整備に当たっては、周辺住民への丁寧な説明を行うとともに、自転車走行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成を進めます。

都市計画道路 3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通り（一部）】  
都市計画道路 3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通り（一部）】  
都市計画道路 3・4・4号線（小金井日野駅線）【行幸通り】  
都市計画道路 3・4・8号線（新小金井久留米線）  
都市計画道路 3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梶野通り】  
都市計画道路 3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通り（一部）】  
都市計画道路 3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通り】  
都市計画道路 3・4・12号線（多磨墓地小金井公園線）【緑中央通り（一部）】  
都市計画道路 3・4・14号線（小金井駅前原線）【小金井街道（一部）】  
都市計画道路 3・4・15号線（府中国分寺線）  
都市計画道路 3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地蔵通り（一部）】

●都道の活用

- ・都市計画道路以外の都道（小金井街道一部及び連雀通り一部）については、当面現道を幹線道路として活用します。

主要地方道15号線（小金井街道）  
都道134号線（連雀通り）

(3) コラム欄を設け状況の説明を記述する案

- ・道路・交通分野だけでなく他の分野も同様にコラム欄を設ける。

【道路・交通分野のコラム】案

東京都と特別区及び26市2町は「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月策定）の中で、都市計画道路を計画的・効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を選定しています。これを優先整備路線といいます。

本方針においては、未着手の都市計画道路を対象に、道路整備の基本目標を踏まえ今後も必要な都市計画道路なのかどうかの検証（将来都市計画道路ネットワークの検証）を行い、必要性が確認されました。その後、6つの選定項目を設定し、小金井市域では東京都施行の優先整備路線として都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外の2路線が選定されました。

2つの優先整備路線については、これまで市民の方々から環境に対する影響などを懸念する多くのご意見をパブリックコメント等でいただいております。また、市議会でも意見書や決議が可決されています。

これらを踏まえ、市では東京都に対して、市民への周知や事業の進め方について要望するとともに、事業に関する考え方を伝えています。

QRコード  
(市の2路線HP)

詳しい経過はホームページをご覧ください。

3 今後のスケジュール

・令和3年

- 10月28日 市長、副市長協議（パブコメ案）
- 11月 2日 建設環境委員会
- 5日 第8回庁内検討委員会（パブコメ案）
- 24日 第8回策定委員会（パブコメ案）
- 12月 中旬 パブリックコメント開始（1か月間）
- 10日 建設環境委員会（予定）
- 20日 全員協議会（予定）
- 22日 市民説明会+まちづくりサロン
- 24日 都市計画審議会（報告）
- 25日 市民説明会+まちづくりサロン
- 26日 市民説明会+まちづくりサロン

・令和4年

- 1月 パブリックコメント締切
- 3月 第9回庁内検討委員会
- 4月 第9回策定委員会（案提示）

市長・副市長協議

都市整備部都市計画課

令和3年11月10日

### 都市計画マスタープランについて

#### 1 協議の内容

- ・都市計画マスタープランの「道路・交通の方針」について
- ・今後のスケジュール

#### 2 道路・交通の方針について

別紙参照

#### 3 今後のスケジュール

##### ・令和3年

11月24日 第8回策定委員会（パブコメ案）

12月 中旬 パブリックコメント開始（1か月間）

10日 建設環境委員会（予定）

20日 全員協議会（予定）

22日 市民説明会+まちづくりサロン

24日 都市計画審議会（報告）

25日 市民説明会+まちづくりサロン

26日 市民説明会+まちづくりサロン

##### ・令和4年

1月 パブリックコメント締切

3月 第9回庁内検討委員会

4月 第9回策定委員会（案提示）

(1) 都市構造を支え、人・モノが円滑に移動できる道路網の整備

① 都市計画道路の整備方針

- ・東京都及び関係区市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び自然環境・景観などの保全を勘案して、道路整備を計画的に進めるとともに、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて今後の方針を検討します。長期未着手路線については、都市計画道路の復旧を行い、必要に応じて今後とも見直しを行うもの（見直し）を、必要に応じて今後とも不断の見直しを行ってまいります。

●広域幹線道路の整備

- ・東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する都市計画道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）を広域幹線道路と位置付けます。
- ・広域幹線道路は、広域的な人・モノの流れを円滑にするとともに、緊急物資の輸送・がれき処理の円滑化など広域的な防災性の向上及び良好な市街地環境の形成などの効果が期待できることから、未施行区間の都市計画道路については、東京都に整備推進を要望します。
- ・道路整備に当たっては、自転車走行空間の確保、自然環境・景観などへの配慮、及び市民への丁寧な説明・対応を行うこと、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活再建に配慮した市民への対応を行うことを要望します。

都市計画道路3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】 都市計画道路3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】 都市計画道路3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】
--

●幹線道路の整備

- ・広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主に地域の交通を処理する広域幹線道路以外の道路を幹線道路と位置付けます。
- ・幹線道路は、地域交通を円滑に処理するとともに、火災時の延焼を防ぐ延焼遮断帯の形成・避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上及び通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間の効果が期待されることから、必要な道路整備を計画的に推進します。
- ・道路整備に当たっては、市民への丁寧な説明・対応を行うとともに、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活再建に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮して、自転車走行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成を進めます。

都市計画道路3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通り（一部）】  
 都市計画道路3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通り（一部）】  
 都市計画道路3・4・4号線（小金井日野駅線）【行幸通り】  
 都市計画道路3・4・8号線（新小金井久留米線）  
 都市計画道路3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梶野通り】  
 都市計画道路3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通り（一部）】  
 都市計画道路3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通り】  
 都市計画道路3・4・12号線（多磨墓地小金井公園線）【緑中央通り（一部）】  
 都市計画道路3・4・14号線（小金井駅前原線）【小金井街道（一部）】  
 都市計画道路3・4・15号線（府中国分寺線）  
 都市計画道路3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地藏通り（一部）】

～中略～

#### コラム 優先整備路線について

東京都と特別区及び26市2町は「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月策定）の中で、都市計画道路を計画的・効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を選定しています。これを優先整備路線といいます。

本方針においては、未着手の都市計画道路を対象に、道路整備の基本目標を踏まえ今後も必要な都市計画道路なのかどうかの検証（将来都市計画道路ネットワークの検証）が行われ、小金井市域では東京都施行の優先整備路線として都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外の2路線が選定されました。

2つの優先整備路線については、これまで市民の方々から環境に対する影響などを懸念する多くのご意見をパブリックコメント等でいただいております。また、市議会でも意見書や決議が可決されています。

これらを踏まえ、市では、2つの優先整備路線について、市民の方々の関心が高く、様々なご意見が寄せられていることから、今後の道路整備に対する考え方の参考とするために、アンケートを実施しました。

また、市長より東京都知事に対して、事業に関する考え方を直接伝えるとともに、市民への周知や事業の進め方について要望書を提出しています。

QRコード

詳しい経過はホームページをご覧ください。

① 都市計画道路の整備方針

- ・ 東京都及び関係区市町と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び自然環境・景観などの保全を勘案して、道路整備を計画的に進めます。
- ・ ~~今後、中期計画にわたって、未着手となる広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、都市計画道路の検証を行い、必要に応じて今後とも見直すべきものは見直していきます。~~

● 広域幹線道路の整備

- ・ 東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する都市計画道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）を広域幹線道路と位置付けます。
- ・ 広域幹線道路は、広域的な人・モノの流れを円滑にするとともに、緊急物資の輸送・がれき処理の円滑化など広域的な防災性の向上及び良好な市街地環境の形成などの効果が期待できることから、東京都に整備推進を要望します。

~~また、整備を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の利便性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮します。~~

~~自転車走行空間を確保し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成を進めます。~~

都市計画道路 3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】
都市計画道路 3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】
都市計画道路 3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】

● 幹線道路の整備

- ・ 広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主に地域の交通を処理する広域幹線道路以外の道路を幹線道路と位置付けます。
- ・ 幹線道路は、地域交通を円滑に処理するとともに、火災時の延焼を防ぐ延焼遮断帯の形成・避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上及び通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間の効果が期待されることから、必要な道路整備を計画的に推進します。

~~なお、東京都が整備を行う路線については、丁寧な対応を東京都に要望します。~~

~~また、整備を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の利便性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮します。~~

~~自転車走行空間を確保し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成を進めます。~~

都市計画道路 3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通りなど】
都市計画道路 3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通りなど】
都市計画道路 3・4・4号線（小金井日野駅線）【行幸通り】
都市計画道路 3・4・8号線（新小金井久留米線）
都市計画道路 3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梶野通り】
都市計画道路 3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通りなど】
都市計画道路 3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通りなど】
都市計画道路 3・4・12号線（多磨墓地小金井公園線）【緑中央通りなど】
都市計画道路 3・4・14号線（小金井駅前原線）【小金井街道など】
都市計画道路 3・4・15号線（府中国分寺線）
都市計画道路 3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地蔵通りなど】



① 都市計画道路の整備方針

- ・東京都及び関係区市町と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び自然環境・景観などの保全を勘案して、道路整備を計画的に進めます。
- ・今後、長期間にわたり事業化が定まらない未着手となる広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係区市町と連携して、都市計画道路の検証を行うとともに、必要に応じて今後とも見直すべきものは見直しを行うことと見直しを進めていきます。

● 広域幹線道路の整備

- ・東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する都市計画道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）を広域幹線道路と位置付けます。
- ・広域幹線道路は、広域的な人・モノの流れを円滑にするとともに、緊急物資の輸送・がれき処理の円滑化など広域的な防災性の向上及び良好な市街地環境の形成などの効果が期待できることから、東京都に整備推進を要望します。
- ・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮することを要望します
- ・自転車走行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成を要望します。

都市計画道路 3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】
都市計画道路 3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】
都市計画道路 3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】

● 幹線道路の整備

- ・広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主に地域の交通を処理する広域幹線道路以外の道路を幹線道路と位置付けます。
- ・幹線道路は、地域交通を円滑に処理するとともに、火災時の延焼を防ぐ延焼遮断帯の形成・避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上及び通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間の効果が期待されることから、必要な道路整備を計画的に推進します。なお、東京都が事業を行う路線については、丁寧な対応を東京都に要望します。
- ・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮します
- ・自転車走行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成を進めます。

① 都市計画道路の整備方針

- ・東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び自然環境・景観などの保全を勘案して、道路整備を計画的に進めます。
- ・市は、今後、長期間にわたり事業化する予定のない時期が未定<sup>1</sup>の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して、都市計画道路の検証を行うとともに、必要に応じて見直すべきものは見直すとともに、必要に応じて市は課題解決に向けた対応を東京都に要望します。

● 広域幹線道路の整備

- ・東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する都市計画道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）を広域幹線道路と位置付けます。
- ・広域幹線道路は、広域的な人・モノの流れを円滑にするとともに、緊急物資の輸送・がれき処理の円滑化など広域的な防災性の向上及び良好な市街地環境の形成などの効果が期待できることから、未<sup>2</sup>完成区間<sup>3</sup>については東京都に整備推進を要望します。
- ・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮することを要望します。
- ・自転車走行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成<sup>4</sup>（快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境の形成）を要望します。

都市計画道路 3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】
都市計画道路 3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】
都市計画道路 3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】

● 幹線道路の整備

- ・広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主に地域の交通を処理する広域幹線道路以外の道路を幹線道路と位置付けます。
- ・幹線道路は、地域交通を円滑に処理するとともに、火災時の延焼を防ぐ延焼遮断帯の形成・避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上及び通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間の効果が期待されることから、未<sup>5</sup>完成区間<sup>6</sup>については必要な道路整備を計画的に推進します。なお、東京都が事業を行う路線については、丁寧な対応を東京都に要望します。
- ・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮します。
- ・自転車走行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間<sup>7</sup>（快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境の形成）を進めます。

① 都市計画道路の整備方針

- ・東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を計画的に進めます。
- ・今後、長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い、見直すべきものは見直すとともに、必要に応じて、市は課題解決に向けた対応を東京都に要望します。

●広域幹線道路の整備

- ・東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する都市計画道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）を広域幹線道路と位置付けます。
- ・広域幹線道路は、広域的な人・モノの流れを円滑にするとともに、延焼遮断帯の形成・緊急物資の輸送・がれき処理の円滑化など広域的な防災性の向上及び良好な市街地環境の形成などの効果が期待できることから、未完成区間については、東京都に整備推進を要望します。
- ・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮することを要望します。
- ・安全で快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境を形成することを要望します。

都市計画道路 3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】
都市計画道路 3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】
都市計画道路 3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】

●幹線道路の整備

- ・広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主に地域の交通を処理する広域幹線道路以外の都市計画道路を幹線道路と位置付けます。
- ・幹線道路は、地域交通を円滑に処理するとともに、延焼遮断帯の形成・避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上及び通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間の効果が期待されることから、未完成区間については、必要な道路整備を計画的に推進します。なお、東京都が事業を行う路線については、丁寧な対応を東京都に要望します。
- ・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮します。
- ・安全で快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境の形成を進めます。

都市計画道路 3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通りなど】
都市計画道路 3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通りなど】
都市計画道路 3・4・4号線（小金井日野駅線）【行幸通り】
都市計画道路 3・4・8号線（新小金井久留米線）
都市計画道路 3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梶野通り】
都市計画道路 3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通りなど】
都市計画道路 3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通りなど】
都市計画道路 3・4・12号線（多磨墓地小金井公園線）【緑中央通りなど】
都市計画道路 3・4・14号線（小金井駅前原線）【小金井街道など】
都市計画道路 3・4・15号線（府中国分寺線）
都市計画道路 3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地蔵通りなど】

1958

